

## 外国人留学生の取り扱いに関する内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、昭和女子大学大学院学則 32 条、昭和女子大学専門職大学院学則第 31 条、及び昭和女子大学学則第 66 条第 2 項に基づき、昭和女子大学大学院又は昭和女子大学（以下、「本学」という）に在籍する外国人留学生の取り扱いに関して必要な事項を定める。

### (外国人留学生の定義及び分類)

第2条 この内規における外国人留学生とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法第2条の2別表第1の4に定める「留学」による在留資格を持ち、本学に入学を許可された者
- (2) 本学が実施又は指定する別表に定めた入学試験に合格し、本学に入学を許可された者
- (3) 本学が外国の大学又は国際的な学生交換コンソーシアム（以下「海外協定校」という）と締結した協定に基づき、本学に入学を許可された者
- (4) 本条第1項第1号から第3号の規定に関わらず、日本国以外の国籍を有する者で本学が開設するプログラムに参加する者のうち、学長が認めた者

2 外国人留学生の種類を以下の4種に分類する。

- (1) 正規留学生
- (2) 特別留学生
- (3) 特定外国人研究生
- (4) 特定外国人科目等履修生

### (正規留学生)

第3条 正規留学生とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法第2条の2別表第1の4に定める「留学」による在留資格を取得し、学位取得を目的として本学が実施又は指定する入学試験を経て学長から入学を許可された者。ただし、入学許可後に「留学」による在留資格を取得した者を含む
- (2) 日本国以外の国籍を有し、本学が実施又は指定する別表に定めた入学試験を経て学長から入学を許可された者

2 正規留学生については、別段の定めのある場合を除き、本学学則を準用する。

### (特別留学生)

第4条 特別留学生とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 第2条第1項第3号に該当する者であり、かつ、本学が開設する学位取得を伴わない教育プログラムへの参加を目的として、学長から入学を許可された者
  - (2) 海外の高等教育機関に在籍する日本国籍を有しない学生で、本学が開設する学位取得を伴わない教育プログラムへの参加を目的として、学長から入学を許可された者
- 2 特別留学生として本学への入学を志望する者は、本学所定の出願手続きを行わなければならない。
  - 3 特別留学生の選考は、グローバル推進委員会が行う。
  - 4 特別留学生の入学許可は、グローバル推進委員会の選考結果に基づき、大学部局長会の議を経て、在学期間を定めた上で学長が行う。

- 5 入学を許可された特別留学生は、所定の手続きをし、かつ、別に定める納付金を納めなければならない。ただし、本学との協定に基づき納付金の全部又は一部が免除されている場合は、免除額相当を本学奨学金で充当することとする。
- 6 特別留学生は国際交流センターに所属することとし、特別留学生受入れに関する事務は国際交流センターが所管する。
- 7 特別留学生は、本学に在学中、正規の学生と同等の取り扱いを受けるものとする。
- 8 特別留学生の在籍期間は、最長で2期までとする。
- 9 特別留学生が履修した授業科目については、所定の単位を与えることができる。
- 10 次の各号に該当する特別留学生については、関係機関との協議に基づき、グローバル推進委員会の審議を経た上で、学長は本学の在学を取り消すことができる。
  - (1) 許可なく留学を中止又は中断した者
  - (2) 本学の学則に背き、又は学生の本分にもとる行為があった者
  - (3) 本邦の法律に違反し、本邦に在留許可が認められなくなった者
  - (4) 健康上の理由又はその他の理由で、学習の継続が困難と判断された者
  - (5) 留学の中止又は中断を申し出た者
  - (6) その他、学長が留学の中止が適当と判断した者
- 11 特別留学生については、大学院学則第3章並びに大学学則第14条のほか、別段の定めのある場合を除き本学学則を準用する。

#### (特定外国人研究生)

- 第5条 日本国以外の国籍を有し、本学が定める「大学院研究生に関する規程」第2条又は「大学研究生に関する規程」第2条又は「女性文化研究所研究生に関する規程」第2条に定める資格を有する者について、学長は特定外国人研究生として本学に入学を許可することがある。
- 2 特定外国人研究生として本学への入学を志望する者は、本学所定の手続きに基づき国際交流センターに出願書類を提出しなければならない。
  - 3 特定外国人研究生については、別段の定めのある場合を除き「大学院研究生に関する規程」又は「大学研究生に関する規程」又は「女性文化研究所研究生に関する規程」を準用する。

#### (特定外国人科目等履修生)

- 第6条 特定外国人科目等履修生とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 日本国以外の国籍を有し、本学への進学を志して本学の開設する授業科目のうち1授業科目又は数授業科目を選択履修することを志望し、本学に入学を許可された者
  - (2) 日本国以外の国籍を有し、本学指定の日本語学校に所属する者で、本学の開設する授業科目のうち1授業科目又は数授業科目を選択履修することを志望し、本学に入学を許可された者
  - (3) その他、日本国以外の国籍を有し、本学の開設する授業科目のうち1授業科目又は数授業科目を選択履修することを志望し、学長が特別に入学を認めた者
- 2 特定外国人科目等履修生として本学への入学を志望する者は、本学所定の手続きに基づき国際交流センターに出願書類を提出しなければならない。
  - 3 特定外国人科目等履修生の選考は、グローバル推進委員会が行う。
  - 4 特定外国人科目等履修生の入学許可は、グローバル推進委員会の選考結果に基づき、大学部局長会の議を経て、在学期間を定めた上で学長が行う。

- 5 入学を許可された特別外国人科目等履修生は、所定の手続きをし、かつ、別に定める納入金を納めなければならない。
- 6 特定外国人科目等履修生は、国際交流センターに所属することとし、特定外国人科目等履修生受入れに関する事務は国際交流センターが所管する。
- 7 特定外国人科目等履修生の在籍期間は、1期又は2期とする。
- 8 特定外国人科目等履修生が履修した授業科目については、所定の単位を与えることができる。
- 9 特定外国人科目等履修生については、本学に在学中、科目等履修生と同等の取り扱いを受けるものとし、大学院においては大学院学則第33条、大学においては大学学則第9章のうち科目等履修生に関する規定を準用する。

(奨学金)

- 第7条 外国人留学生について、経済的負担を軽減し、学生の教育・研究活動の充実に資することを目的に、奨学金を給付することがある。
- 2 外国人留学生を対象とした奨学金に関して必要な事項は、別に定める。

(内規の改廃)

- 第8条 この内規の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附則 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

この内規は、2023年4月27日に改定し、2023年4月1日に遡って施行する。

[専門職大学院の発足に伴う内規趣旨の改定]

【外国人留学生の取り扱いに関する内規：別表】

第2条1項2号及び第3条1項2号に定める別表は以下の通りとする。

大学／大学院	入学試験の名称	備考
大学	外国人留学生一般入学試験	
	外国人留学生日本大学連合学力試験	
	外国人留学生日本語学校指定校推薦入学試験	
	外国人留学生協定校編入学推薦入学考査	対象協定校：漢陽女子大学校、 淑明女子大学校
	外国人留学生日本語学校推薦入学考査	Direct4.5プログラム用入学考査
	外国人留学生現地高等学校推薦入学考査	Direct4.5プログラム用入学考査
大学院	外国人留学生入試	

【改定履歴】

- ・ 2023年3月2日：外国人留学生協定校編入学考査対象校の追加
- ・ 2024年4月25日：Direct4.5に関する対象入学考査の追加

注) 本別表は、入学試験の改廃や変更があった場合に、グローバル推進委員会委員長の承認を経て更新するものとする。